

○大府市設計変更事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、設計変更の内容（以下「設計変更」という。）及びこれに伴う契約変更の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「設計変更」とは、大府市契約規則（昭和46年大府市規則第5号）第36条第1項の規定による「契約内容の変更」により原設計を変更することをいい、第5条の規定により契約変更の手続の前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に協議することを含むものとする。

(設計変更のできる範囲)

第3条 設計変更は、大府市公共工事請負契約約款、大府市建築設計業務委託契約約款等（以下これらを「約款等」という。）に規定する事項、又は、特に定めた契約条件に規定する事項に該当し、次に掲げる理由により当初設計を変更する必要がある場合に行なう。

(1) 発注後に発生した外的条件によるもの

- ア 自然現象その他不可抗力による場合
- イ 他事業、施行条件等に関連する場合
- ウ 地元調整等の処理による場合
- エ 安全対策に基づく場合（交通誘導警備員、仮設工等）

(2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの

- ア 推定岩盤線の確認に基づく場合
- イ 地盤支持力の確認に基づく場合
- ウ 土質及び地質の確認に基づく場合
- エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合
- オ 建設リサイクル法等に基づく場合（数量、処理方法、処理場等の変更）
- カ 諸経費調整に基づく場合
- キ 施工条件の明示項目の変更に基づく場合
- ク 測量、地質調査時等に判明が不可能な場合
- ケ 設計図書の不一致、誤謬、脱漏、不明確な表示、設計図書の施工条件と工事現場の不一致その他確認困難な要因による場合

(3) 事業の進捗を図るもの

(設計変更による契約変更の範囲)

第4条 設計変更により契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 大府市設計変更審査委員会において、審査結果が適当と認められた場合
- (2) 設計変更による増加額が、当初契約額の30パーセント以内の場合。ただし、別件発注することが妥当な場合は、除くものとする。
- (3) 設計変更による増加額が、当初契約額の30パーセントを超えるものであって現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合

なお、「30パーセント」という範囲は、契約変更が2回、3回と重なることがあっても、当初契約金額に対する各回毎の累計概算増減額がこの範囲を超えてはならない。

(4) 設計変更により減額する場合

(設計変更の手続)

第5条 設計変更は、その必要が生じた都度、監督職員が当該設計変更の内容を掌握し、予算の範囲内で処理できることを確認した上で行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかの条件を満たす変更は、当該変更に係る工事又は業務（以下「工事等」という。）完了後に行うことができるものとする。

- (1) 着手前に数量が定まらないもの
- (2) 防災及び安全管理のため、緊急対応が必要なもの
- (3) 受注者の責によらない事由で、設計変更を待つことができないもの（第三者への影響があるもの）

2 監督職員は、当該設計変更の内容を設計変更協議伺書（大府市工事施行事務取扱要綱第2号様式）に整理し、決裁を受けた後、契約者の現場代理人に対し設計変更の協議を設計変更協議書（同第3号様式）により行わなければならない。

3 監督職員は、協議結果を設計変更協議書に整理し、受注者に対し設計変更通知書（第1号様式）により通知し、併せて変更概算金額を工事打合簿（大府市工事監督要領第2号様式）等により通知しなければならない。ただし、第1項各号のいずれかの条件を満たす変更は、当該変更に係る工事等完了後に通知できるものとする。

4 前項の変更概算金額を工事打合簿等により通知を行う場合、「概算変更金額（約 円増（減）の見込み）」及び「概算金額については変更契約額を拘束するものではなく、後日の契約変更に係る参考値と位置づけるものである。」旨の記載をするものとする。なお、概算変更金額の算出にあたっては、受注者からの見積を参考にすることができる。

5 事前に約款等の条件変更に基づき受注者から条件変更の内容について、工事打合簿により提出された場合、受注者の立会のうえ調査を行い、調査終了後2週間以内に結果を工事打合簿により回答するものとする。

(契約変更の手続)

第6条 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。ただし、次に掲げる（1）から（3）のいずれかの条件を満たす変更は、当該変更に係る工事等の施行後に行うことができるものとする

- (1) 工事施行前に数量が定まらないもの
- (2) 防災及び安全管理のため、緊急施行が必要なもの
- (3) 契約者の責によらない事由で、設計変更を待つことができないもの（第三者への影響があるもの）

2 契約変更に伴う変更予算執行書に添付する設計変更理由書には、第3条各号に該当する項目を明記し、併せて具体的な理由を記述しなければならない。該当する事項が2以上となる場合も同様とする。

附 則

この要領は、昭和 5 9 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。